

橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月30日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	山口宣恭
橿原市監査委員	竹田のぶや

令和2年度監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象部局

総務部 総務課、市民税課、資産税課、収税課、情報政策課

企画部 企画政策課、広報広聴課、秘書課、人事課

プロジェクト推進局 資産経営課、分庁舎管理室、市街地整備課、庁舎整備課

危機管理部 危機管理課、契約検査課

魅力創造部 観光政策課、地域振興課、農政課

文化・スポーツ局 文化振興課、スポーツ推進課、世界遺産登録推進課

市民活動部 市民協働課、市民窓口課、人権政策課、飛騨コミュニティセンター、
大久保コミュニティセンター

福祉部 福祉総務課、生活福祉課、障がい福祉課、介護保険課、地域包括支援課

健康部 健康増進課、保険医療課、子育て支援課、こども未来課

環境づくり部 環境企画課、環境業務課、環境保全課、環境衛生課

まちづくり部 建設管理課、道路河川課、都市計画課、住宅政策課、緑地景観課、
建築指導課

会計課

教育総務部 教育総務課、学校教育課、人権教育課

子ども総合支援センター こども発達支援課

生涯学習部 社会教育課、文化財課、今井町並保存整備事務所

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局 監査課

農業委員会事務局
議会事務局 議事課
上下水道部 経営総務課、上水道課、下水道課

2 対象事務

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第2 監査の期間

総務部・会計課・監査委員事務局

令和2年7月16日から同年8月25日まで

企画部・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局

令和2年8月14日から同年9月29日まで

市民活動部・福祉部・議会事務局

令和2年9月16日から同年10月26日まで

健康部・教育総務部

令和2年10月16日から同年11月25日まで

危機管理部・生涯学習部・上下水道部

令和2年11月16日から同年12月25日まで

魅力創造部

令和2年12月16日から令和3年1月26日まで

環境づくり部・まちづくり部

令和3年1月15日から同年2月25日まで

第3 監査委員の就退任

- 1 監査委員 北川洋は令和2年9月30日退任し、その後任として久保田幸治が同年10月1日就任し、監査を執行した。
- 2 監査委員 松木雅徳は令和3年2月10日退任し、その後任として竹田のぶやが同月24日就任し、監査を執行した。

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検又は確認を行うことにより、加えて事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかという行政監査の視点も持ち、決算審査及び例月出納検査とも有機的に連携して監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

第6 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各部局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項について改善の必要があると認められた。

これら指摘事項について、措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

1 契約について

(1) 仕様書への不適当な書類の添付について

檀原市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定業務委託に係る一般競争入札において、当該業務の仕様書に本来添付してはならない積算内訳書が添付されていた。(福祉部障がい福祉課)

(2) 仕様書の不適当な記述について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号又は第3号の規定による次に掲げる随意契約において、当該仕様書に本来記述してはならない契約金額相当額の記述があった。

〈2号随契〉

- ・固定資産税家屋評価システム保守委託業務(総務部資産税課)
- ・ピア・カウンセリング業務委託(福祉部障がい福祉課)
- ・教職員胃がん集団検診業務(教育総務部学校教育課)

〈3号随契〉

- ・ママヘルプサービス事業委託業務(健康部健康増進課)

2 補助金について

(1) 補助対象経費の非該当について

次に掲げる補助金において、檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱(平成25年檀原市告示第95号)別表に規定する補助対象経費に該当しない経費が計上され、令和2年度分の補助金の交付決定又は令和元年度分の補助金の額の確定が行われていた。

- ・ 檀原市企業内人権教育推進協議会補助金（魅力創造部地域振興課）
補助対象外経費 令和元年度及び令和2年度分 食糧費・負担金
- ・ 檀原市レクリエーション協会育成補助金（文化・スポーツ局スポーツ推進課）
補助対象外経費 令和元年度分 手数料
- ・ 地域学級事業補助金（生涯学習部社会教育課）
補助対象外経費 令和元年度及び2年度分 保険料

(2) 補助金額の確定誤りについて

補助金等取扱基準の見直しが行われ、令和元年度から適用されているところであるが、檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱別表に規定する檀原市文化協会育成補助金の令和元年度分の確定において、見直し前の旧の補助金等取扱基準により算定したため、確定した補助金の額に誤りがあった。（文化・スポーツ局文化振興課）

(3) 補助要件の確認漏れについて

令和元年度分の子育て支援事業補助金について、檀原市子育て支援事業補助金交付要綱（平成23年檀原市告示第156号）第3条に規定する交付対象団体の要件（負担金等徴収）を具備していない団体への補助金の交付があった。（健康部子育て支援課）

3 その他

(1) 他律的業務の指定及び特例業務の承認について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金交付業務に従事した職員の時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を踏まえたうえで、檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年檀原市規則第6号）第9条の2の2に規定する任命権者による他律的業務の指定及び特例業務の承認手続を適正に整備されたい。（企画部人事課）

(2) 檀原市福祉事務所嘱託医の委嘱について

檀原市福祉事務所嘱託医は市長による委嘱であるべきところ、委嘱状における委嘱権者が福祉事務所長となっていた。（福祉部生活福祉課）

(3) 自転車駐車場の経営について

自転車駐車場の経営状況については、平成29年度から令和元年度までの収支を見ると、前委託期間の最終年度である平成29年度は42,090,175円、現委託契約の初年度である平成30年度は69,524,261円、令和元年度は70,048,930円の赤字となっている。当該赤字の要因は、利用者の減少による収入減及び現委託期間（平成30年6月1日から令和3年5月31日まで）の委託料が前委託期間の委託料と比して増大したこと等によるものである。さらに、令

和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数の減少が著しく、その収支は、令和2年12月末現在で既に69,348,389円の赤字となっている。自転車駐車場の設置は、自転車等利用者の利便に資するものであるとともに、公共の場所における自転車の放置を防止することにより、通行の障害を除去し、もって市民の良好な生活環境の形成に資するものではあるが、年々増大する赤字幅を看過はできない。今後、人口減少により利用者の増加が見込めない中、施設の整理、機械化等による効率化等、更なる運営の合理化に努めるとともに、本市の自転車駐車場のあり方について将来的な方向性を検討されたい。(まちづくり部都市計画課)

なお、前記指摘事項のほか、調定決議書又は支出負担行為決議書の起票漏れ、決裁区分誤りや決裁印漏れ等、事務処理の誤謬やチェック機能が十分でなかったこと等に起因するものが散見されたので注意を促し、今後の事務の執行において留意するよう指導した。

第7 意見

1 債権管理について

債権を管理する各担当課においては、公平性の確保という観点から、適正な債権管理に取り組んでおられるところであるが、引き続き新たに未収金を発生させない予防措置をとるとともに、未収金の早期解消に努め、収入未済額を縮減されたい。

2 予算の執行について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止や変更を余儀なくされた。中止や縮小を図った事業については、この機にその必要性や重要性を改めて検討し、事業の再開等にあたっては、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえ、内容を十分に精査されたい。

予算の執行においては、計画的な事業の進行管理を行い、繰り越すことなく年度内に完了されたい。なお、やむを得ない理由により翌年度へ繰り越す事業については、1日も早く完了し、市民の利用に供するよう努められたい。